社会福祉施設に関わる消防法令改正の概要等について

和歌山市消防局予防課

社会福祉施設に関わる 消防法令改正の概要

H31.3.26

○社会的影響のある火災事案の発生

平成24年5月13日 広島県福山市のホテル火災

(死者7名、負傷者3名)

平成25年2月 8日 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災

• (死者5名、負傷者7名)

これらの火災を踏まえて 法令の改正が検討されました。





現状の社会福祉施設等の実態と整合していないことから、消防法施行令(別表第1)における防火対象物の用途区分及び消防用設備の設置基準について見直しが行われました。

【 防火対象物の用途区分 】

消防法施行令 別表第1から一部抜粋

項別	防火対象物の用途等
6項口	(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
	るための法律に規定する障害者又は障害児であって、障害支援区分が
	避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する
	者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるも
	のに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(避難が困
	難な障害者等を主として入所させるものに限る。6項ハ(5)において「短
	期入所等施設」という。)
	(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除
6項ハ	く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社
	会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、
	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施
	設(短期入所等施設を除く。)

【消防用設備の設置基準】

(改正前)

スプリンクラー設備

- 6項口 275 ㎡以上
- •6項ハ 6000㎡以 上 (平屋建以外)

自動火災報知設備

- 6項口 全部
- ・6項ハ 300㎡以上

火災通報装置

・自動火災報知設備との 連動義務なし

(改正後)

スプリンクラー設備

- ・6 項ロ(5)で「介助 がなければ避難できな い者」を概ね8割以上 入所させるもの全て
- •6項ハ 6000㎡以 上(平屋建以外)

7

自動火災報知設備

- 6 項口 全部
- ・6項ハで利用者を入居 又は宿泊させるもの全

火災通報装置

・自動火災報知設備との 連動義務あり(6項ロ に限る)

※改正内容の一部を抜粋。

□□改正された部分

なお、一部設置が免除される条件があります。

これらの改正内容が平成27年4月1日に施行されました。

消防用設備について、ご不明な点がございましたら、管轄の消防署にお問い合わせください。